

2020年4月16日

「新型コロナウイルス感染症」に関連した対応について ～ 災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について ～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、当社グループのミッションである「一生涯のパートナー By your side, for life」を追求し、お客さまのご期待にお応えできるよう、給付金のお取扱いや保険料のお払込みに関する特別取扱等について実施してきました。https://www.dai-ichi-life.co.jp/information/pdf/index_038.pdf

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、当局認可を前提として、以下のとおりの追加対応を実施します。当社は、このような対応を通じて、「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」とお届けすることで、社会的使命をしっかりと果たし、皆さまと共に危機を克服していきたいと考えています。

【災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について】

災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲を拡大し、「**新型コロナウイルス感染症**」を原因として、**死亡および高度障害状態になった場合に、災害割増保険金等をお支払いします。**

(これまでに支払事由に該当した場合もお支払いします)

※ 以下、詳細の決定次第、改めてホームページ等を通じてお知らせします

(1) 対象となる保険種類 (一部記載)

- ・災害割増特約D ・災害割増特約 (S 5 8) ・傷害特約D ・傷害特約 (S 5 8)
- ・傷害特約D (5年ごと配当付こども学資保険用) ・こども学資保険傷害特約 (H 7)
- ・特別保障割増保険 ・特別終生安泰保険 ・特別保障割増保険 (S 5 6) ・特別終生安泰保険 (S 5 6)
- ・5年ごと配当付個人年金保険
- ・変額個人年金保険
- ・引出機能付災害4割加算型変額年金保険
- ・災害5割加算型変額年金保険
- ・災害1割加算型変額年金保険
- ・変額年金積立金増額特約 (一般勘定運用型)
- ・勤労者財産形成貯蓄積立保険
- ・勤労者財産形成給付金保険
- ・予定利率変動型無配当個人年金保険
- ・引出機能付災害6割加算型変額年金保険
- ・引出機能付災害2割加算型変額年金保険
- ・災害3割加算型変額年金保険
- ・引出機能付災害2割加算型変額年金保険 (H 1 6)
- ・変額年金用終身積立保険移行特約 (一般勘定運用型)
- ・財形年金積立保険
- ・財形住宅貯蓄積立保険 等

(2) ご請求手続き

ご提出いただく災害割増保険金等の必要書類(請求書・死亡診断書等)に記載された病名等で保険金等のお支払いを判断します。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月曜～土曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※ **新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、受付日時を縮小させていただいております。**

また、電話が大変繋がりにくい状況となっておりますことを、あらかじめご了承ください。